

滋賀県学習者用コンピュータの共同調達事業仕様書

1 件名

滋賀県学習者用コンピュータ（児童生徒の1人1台端末をいう。ただし、希望する自治体の指導者用コンピュータを含む。以下同じ。）の共同調達とする。

本仕様書は、Chrome OS 端末についてのものであり、別紙1から別紙4までは端末および端末を調達する市町について記載している。

2 目的

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に1人1台端末が集中的に整備された。一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしていることから、令和10年度までに端末を計画的に更新する。

3 共同調達の方式

GIGA スクール構想における滋賀県 GIGA スクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）で調達先を選定した後に、同協議会の会員である1以上の市町（以下「参加団体」という。）と当該調達の受注者が契約することで学習者用コンピュータを調達する。ただし、リース契約により調達する参加団体においては、リース会社が受注者から購入した学習者用コンピュータを参加団体が調達する、または参加団体とリース業者とで別途協議の上調達する。

4 実施体制等

受注者は、学習者用コンピュータの納入等を行うに当たり、以下を順守しなければならない。

（1）責任者の設置と実施体制の確立

受注者は、総括責任者、管理責任者、保守責任者からなる実施体制を確立しなければならない。

ア 総括責任者

本調達を総合的に把握、調整を行い、必要に応じて各参加団体と調整を行う。

イ 管理責任者

本調達に係る進行管理および指揮監督を行う。

ウ 保守責任者

本調達に係る保守において、各参加団体と連絡調整等および修理等の手配を行う。

（2）関係機関との協力

関係機関を含めて実施体制を確立すること。その際、県内業者の活用について配慮すること。

（3）実施体制表の作成

各参加団体等との契約後、速やかに実施体制表を作成し、各参加団体の承認を受けなければならない。

5 プロジェクト管理

（1）プロジェクト管理

本業務の着手にあたり、学習者用コンピュータに係る機器等の調達における納入から保守までの一連の作業をプロジェクトと捉え、コミュニケーション計画、スケジュール管理、品質管理、リスク管理等、プロジェクトの推進および管理に必要な事項の方針について、「プロジェクト計画書」に取りまとめ、各参加団体の承認を受けること。

（2）納入計画

学習者用コンピュータの納入等に係る要件（日程等）については、各参加団体および各校と協議の上進めること。納入計画書を事前に各参加団体に提出すること。

6 調達内容

(1) 仕様

学習者用コンピュータの調達仕様詳細は、別紙1「機器等の調達仕様詳細（MDMを含む）」に記載のとおりとする。

(2) 調達台数

学習者用コンピュータの調達台数は、別紙2「参加団体および調達予定一覧」に記載のとおりとする。

なお、参加団体における議決の状況等により、参加団体や調達台数の一部が、変更または取り止めになる可能性があるが、その場合でも調達単価の変更はできないものとする。

(3) 納入場所

納入場所は、別紙3「納入先一覧」に記載のとおりとする。

(4) 納入期限

別紙2「参加団体および調達予定一覧」に、各参加団体が契約時に希望する納入期限を記載しているので、それを踏まえて契約時に各参加団体と納入期限について協議すること。

万が一納入が遅れることに止むを得ない事情があると認められる場合は、各参加団体と協議の上で、納入期限を延長することができるものとする。

7 基本的条件等

(1) 基本的条件

ア 本調達の範囲は、学習者用コンピュータの納入までとする。ただし、参加団体が契約時に希望する場合は、設置等についても対応すること。

イ 納入する学習者用コンピュータは、品質や耐久性に十分留意して選定すること。

ウ サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。

エ 仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。

オ 納入するOSは調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。また、納入後5年以上、更新が可能なものであること。さらに、納入時点で可能な限り最新の更新プログラムを適用すること。

カ 納入後5年以上、修理用部品の手配が可能であること。

キ 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬入等一式）にかかる費用を含むこと。

ク 既存機器の回収希望参加団体および台数を別紙4「既存機器の回収希望参加団体および回収先一覧」に示す。また、適切にデータ消去または破碎されたかを証明すること。

(2) 提出資料

次の表に記載された資料を、提出期限までに提出すること。提出方法は電子媒体や紙媒体など市町の意向を踏まえて決定すること。

項番	提出資料	提出期限	提出先
1	計画書等（実施体制表、プロジェクト計画書、納入計画書含む）	概ね契約後1週間以内	各参加団体
2	学習者用コンピュータ設計・設定書等 ※端末管理ソフトウェア等の初期設定、キッティング作業を行った場合	各作業の完了後速やかに	各参加団体
3	学習者用コンピューター一覧表（MAC アドレス含む） ※キッティング作業を行った場合	各校納入後速やかに	各参加団体
4	学習者用コンピュータの取扱説明書・付属品	契約後、各参加団体の指示に従う	契約後、各参加団体の指示に従う

5	学習者用コンピュータの保証書	契約後、各参加団体の指示に従う	契約後、各参加団体の指示に従う
6	端末利用再開手順書等 ※キッティング作業または端末管理ソフトウェアの初期設定作業を行った場合	納入完了時	各参加団体

※注 Microsoft Office 等、各参加団体が指定する形式および媒体にて提出すること。

8 機密の保持

- ・受注者は、各参加団体の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ・受注者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ・本調達で新たに作成された成果物の著作権は、各参加団体に帰属するものとする。

9 その他

- ・市町単位では、同一メーカー、同一機種であること。
※複数機種を提案した場合は、契約時に各参加団体が選択できること。
- ・業者決定後に提案機種の納入が困難となった場合は、各参加団体の承認を得て、同一メーカーの後継機種または上位機種を納入できることとする。ただし、契約金額の変更はないものとする。
- ・学習者用コンピュータの納入等にあたり、本仕様書に規定されている事項または解釈に疑義のある事項については、各参加団体の指示または承認を受けること。
- ・受注者は、各参加団体と契約後も事業の進捗状況について、適宜、協議会へ報告すること。
- ・提案者は、滋賀県入札参加資格を得ていること。
- ・提案者は、プライバシーマーク（Pマーク）もしくは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得しており、業務の一部を再委託する際も委託先へ適切な管理・監督・指導を行い、個人情報や機密情報の漏洩がないこと。また、その取得を証明している書類または写しを事前に提出すること。

【別紙1】機器等の調達仕様詳細

Chrome OS 端末

OS	Chrome OS
モデル	現行モデルを提示すること
CPU	MediaTek Kompanio520 と同等以上 (MediaTek 社製に限定しない)
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	10 インチ以上 タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
形状	デタッチャブル型 (台数は別紙2を参照)
キーボード	本体とマグネット接続可能な日本語 JIS キーボード
タッチペン	本体に格納可能なタッチペンについて、メーカー標準品 (パームリジェクションあり)、メーカー標準品 (パームリジェクションなし)、サードパーティー製品 (パームリジェクションあり)、サードパーティー製品 (パームリジェクションなし) の4つに分けて、その内容および経費 (取付費含む) を各単価が分かるように提案し、各参加団体が選択できること。ただし、パームリジェクションの有無を選択できない場合はすべてを提案しなくてもよい。なお紛失時に再度購入する際の購入方法、単価、購入ロットについても提案すること。
カメラ機能	インカメラおよびアウトカメラ
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.0 以上×1 以上
バッテリー稼働時間	10 時間以上
重さ	1.5kg 以下
耐久性	教室机上からの落下や屋外での使用を想定した堅牢性および防滴性 (MIL-STD-810H) に準拠していること
端末管理ソフトウェア (MDM)	<p>Google GIGA License または同等のソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを介して以下の設定を行えること ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定 ・管理コンソール等により端末管理が行えること ・納入後5年以上利用可能であること ・日本語のインターフェースで運用できること <p>【オプション】各参加団体が契約時に希望する場合に、別途有償または無償にて対応が可能なものについて、その内容および経費 (設定費含む) を提案すること。なお Chrome Education Upgrade と Google GIGA License の双方については必ず提案すること。</p>
その他	<p>(1) 端末を適切に運用するための機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末の稼働状況を把握できる機能および適切なセキュリティ対策としての機能 (マルウェアから端末を保護する機能およびストレージにデータを暗号化して保存する機能) を有していること <p>【オプション】</p>

・(1) について、各参加団体が契約時に希望する場合に、別途有償または無償にて対応が可能なものについて、その内容および経費（設定費含む）を提案すること

(2) OS メーカー（端末の OS と異なるものでも良い）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェア（学習用ツール Google Workspace for Education Fundamentals）または同等ソフトウェア

・授業支援、ワープロ、表計算、プレゼンテーション、オンライン授業、ファイル共有、アンケート機能、電子メール、クラウドストレージといった機能が、原則としてクラウド上で無償にて提供されているものについて、各参加団体が指定するものを利用できること

【オプション】別紙2に掲げる授業支援ソフト、フィルタリングソフト等を参考に幅広く、別途有償または無償にて対応が可能なソフトウェアについて、その内容および経費（設定費含む）について提案すること。また、児童生徒用と教師用ライセンスの単価をそれぞれ示すこと。

(3) 【オプション】①端末管理ソフトウェア・②学習用ツールの初期設定

・各参加団体が契約時に希望する場合は、①、②のソフトウェアの初期設定に対応することとし、その内容および経費を具体的（コンサルティング、設計、アカウント等の申請手続き、設定等の作業別）に提案すること

・各参加団体から、端末管理ソフトウェアを使用することで、容易に学習者用コンピュータに配付可能なソフトウェア（QRコード読み取りアプリ等）の導入作業の依頼があった場合は、協議の上で対応すること

・別紙2に記すとおり、OSの変更に伴う環境構築作業費等が発生する場合、その内容および費用について具体的に提案すること

(4) キット作業

・各参加団体と協議の上、必要な情報を入手し、原則として以下の項目について、キット作業を行うこと

※キット作業項目

・各参加団体から必要な情報を入手し、端末管理ソフトウェアにより端末登録
・各参加団体が指定する名称（補助事業名等）、管理番号等を記載したテプラシールを作成し、端末、キーボード、ACアダプタおよび電子ペンに貼付すること

・校内ネットワークへの接続に必要な設定

・搭載ソフトウェアのアップデート

・MACアドレス認証に必要な学習者用コンピュータのMACアドレス収集

・学習者用端末を学校に導入した際に確実に利用できるよう、事前に現地試験・性能評価などを実施

(5) 搬入等

・搬入作業は各参加団体と協議の上で実施することとし、無償にて対応可能な学校への搬入作業の内容を具体的（搬入可能場所：1F、エレベーター有の場合2F以上等）に提案すること

・なお、搬入に当たっては、施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこととし、施設等の破損があった場合は、各参加団体および各校と協議のうえ、誠実に対応すること。また梱包材を回収すること

【オプション】各参加団体が契約時に希望する場合は、別途有償または無償にて学習者用コンピュータの設置等に対応することとし、次の①～③に掲げる作業内容別に費用を提案すること。ただし、各作業をパッケージ化できる場合は、パッケージ価格として提案してもよい。

- ① 各教室等への充電保管庫への格納
- ② AC アダプタ・ケーブルの設置
- ③ 本体との充電接続

(6) 【オプション】研修

各参加団体が契約時に希望する場合に、別途有償または無償で提供可能な研修について、その内容（実施方法、内容、回数・頻度、対象者、会場など）および経費を具体的に提案すること。

(7) 保守

- ・納入後1年以上のハードウェアの無償保守を行うこととし、そのサービス内容（サービス期間、サービス範囲、オンサイト・センドバックの別等）を提案すること
- ・端末故障時に修理または交換された端末について、各校で対応できるよう利用再開手順書等を納入物に含めること

【オプション】参加団体が希望する場合に、別途有償で提供可能な保守、補償サービスの内容および経費を、具体的（サービス期間、サービス範囲、オンサイト・センドバック、動産保険における利用場所の範囲の条件等）に提案すること。

【オプション】各参加団体が契約時に希望する場合、別途有償または無償で提供可能な運用サポートについて、内容およびその経費を具体的（期間、サポート対象、方法等）に提案すること。

(8) 【オプション】既存端末等のリサイクル・処分業務

各参加団体が既存で利用している学習者用端末およびその他周辺機器（ACアダプタ、ケーブル、ケース、キーボード、保護フィルム、管理用シール等）のリサイクル・処分を希望する場合は、そのリサイクル方法および経費を具体的に提案すること。なお、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続をとること。また、記憶媒体の物理破壊など復元不可能な処理方法と場所及びその証明書の発行など各参加団体と協議のうえで、出来る限り要望に即して対応できる体制をしき、提案すること。（1台あたりの金額について示すこと）

(9) 成果物

以下の成果物について電子媒体と紙媒体1部それぞれで提出すること。

- ・設定内容を記した完成図書や導入後の運用マニュアルの作成等について提案すること
- ・キittingにかかる事前の現地試験にかかる評価項目シートを、現地試験日の10営業日までに提出すること
- ・事前の現地試験の結果報告を、現地試験完了後3営業日までに報告すること

(10) 【オプション】予備端末の保管および管理

各参加団体が契約時に希望する場合に、別途有償または無償にて対応が可能なものについて、その内容および経費（設定費含む）を提案すること。なお、各納入業者において管理し、最低半年に1回は充電を行うこととする。

	(11) その他 上記仕様以外で、各参加団体にとって有益となるサービスがあれば記載すること。(加点対象とする。)
--	---

※注 【オプション】は、各参加団体が契約時に希望する場合に、提案内容を契約に含める事項であることを示している。提案内容に提供可能条件や期間がある場合は提案時に示すこと